

## 財政健全化法に係る健全化指標(令和2年度決算)

団体名		実質公債費比率		将来負担比率	
		R2年度	R1年度	R2年度	R1年度
1	富山市	7.7	8.5	124.8	125.5
2	高岡市	12.1	13.5	145.7	165.0
3	魚津市	11.8	12.9	104.5	112.2
4	氷見市	11.3	11.2	63.8	58.0
5	滑川市	6.2	7.6	—	7.9
6	黒部市	11.4	11.5	104.5	115.0
7	砺波市	12.9	12.2	45.7	47.1
8	小矢部市	14.9	15.2	196.7	192.6
9	南砺市	4.8	4.3	—	—
10	射水市	8.8	9.2	88.8	89.7
11	舟橋村	11.1	11.1	104.8	142.5
12	上市町	15.3	15.7	93.0	100.8
13	立山町	11.7	12.4	99.7	120.5
14	入善町	13.9	13.9	29.6	51.9
15	朝日町	11.5	12.8	—	21.5
平均(単純)		11.0	11.5	80.1	90.0

早期健全化基準

25%

財政再生基準

35%

早期健全化基準

(市町村の場合)

350%

○普通会計の起債の許可団体(実質公債費比率18%以上)無し。

○実質赤字比率、連結実質赤字比率は、全団体黒字。

○資金不足会計は、射水市の病院会計(9.5%)が該当するが、経営健全化基準(20%)未滿。

○公営企業を実施する一部事務組合である砺波広域圏事務組合

(水道事業会計)、中新川広域行政事務組合(公共下水道事業特別会計、公共下水道関連特定 環境保全公共下水道事業特別会計)についても資金不足はない。